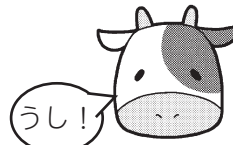
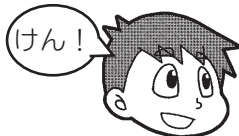


学ぼう権利！ 使おう権利！ ⑦

～仕事と子育てを両立するための権利って？～



1月に学校生協主催で「子育て交流会」が開かれたね。参加者は育児休業中の教職員とその家族。子育てに関わる権利や将来の生活設計についての学習があったけど、職場復帰してからの子育ての不安について、ずいぶん話がされていたね。

多忙な職場で仕事をしながら子育てすると、不安はとても大きいよね。この10年で新たに獲得した権利もあって、教職員みんなが知っているというわけではないし。何ととっても、多忙で余裕がないと子育てや家庭のことを話し合うこともなくて、権利行使について言い出しにくいってこともあるね。

このとき、取りたいと話題になっていた権利は…

育児時間休暇（特別休暇）
生後1年6か月に達するまでの子を保育するための休暇。1日2回それぞれ1時間2時間のまとめでりも可能。有給。

短時間勤務制度
小学校入学前の子を養育するために週38時間45分より短い勤務時間で勤務することを認める制度。勤務時間は週「19時間25分」「19時間35分」「23時間15

分」「24時間35分」の中から職員が選択する。勤務時間に応じた額で有給。

育児のための部分休業
小学校入学前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことを認める制度。1日2時間まで取得可能。（正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて30分単位で取得）取得期間は無給。

育児休業からの職場復帰後は、仕事に慣れるのが大変だけど、親から離れる子どもたちも新しい環境に慣れるのが大変なんだよね。保育園まで送り届けるための準備もなかなかスムーズにはいかないし。朝夕、時間に余裕を持ってわが子と関わっていきたいという強い願いから、こうした制度ができてきたんだね。

職場みんなで子育てを含んだ権利について知り、合わせて少しずつでも多忙を解消していくことで、お互いに権利行使しやすくなるウッシ。職場みんなで助け合いながら、仕事も育児もできる、そんな職場をみんなでめざしていくウッシ！

次世代育成支援対策推進法（次世代法）が10年間延長されるウッシ！
※詳しくは号外でお知らせします

岩教組 法律相談 2月の法律相談日

2月24日（火） 17:00～19:00

川上・吉江法律事務所
川上博基 弁護士
農林会館内（4F）
TEL 019-651-3560 FAX 019-651-3561
E-mail kawakamilo@mbc.nifty.com

問い合わせ先
岩手県教職員組合 法制部
〒020-0022 盛岡市大通一丁目1番16号
TEL 019-623-3307 FAX 019-653-5434
E-mail iwakyoso@poplar.ocn.ne.jp

- *組合員は相談料が無料です。
- *秘密は厳守します。
- *相談日以外でも相談できます。